

新築住宅に係る設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料

令和7年4月1日施行

《共同住宅》

単位:円(消費税含む)

床面積の合計	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
～ 500㎡ 以内	24,000 +M×9,000	N× 24,000・M×14,800
500㎡ 超 ～ 1,000㎡ 以内	29,000 +M×9,000	N× 29,000・M×14,800
1,000㎡ 超 ～ 2,000㎡ 以内	40,000 +M×9,000	N× 40,000・M×14,800
2,000㎡ 超 ～ 3,000㎡ 以内	52,000 +M×9,000	N× 52,000・M×14,800
3,000㎡ 超 ～ 4,000㎡ 以内	64,000 +M×9,000	N× 64,000・M×14,800
4,000㎡ 超 ～ 6,000㎡ 以内	75,000 +M×9,000	N× 81,000・M×14,800
6,000㎡ 超 ～ 8,000㎡ 以内	114,000 +M×9,000	N× 93,000・M×14,800
8,000㎡ 超 ～ 10,000㎡ 以内	155,000 +M×9,000	N× 104,000・M×14,800
10,000㎡ 超 ～ 15,000㎡ 以内	196,000 +M×9,000	N× 128,000・M×14,800
15,000㎡ 超 ～ 20,000㎡ 以内	254,000 +M×9,000	N× 150,000・M×14,800
20,000㎡ 超 ～	310,000 +M×9,000	N× 173,000・M×14,800

※Mは戸数、Nは検査回数を表します。

【床面積の算定】

- 注1 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料の算定は、住宅部分の床面積とします。
- 注2 住宅以外の用途に供する部分がある場合は、当該部分の面積の1/2を減じて床面積を計算して下さい。
- 注3 住宅性能評価をしない住戸がある場合は、住宅性能評価対象外住戸の面積の1/2を減じて床面積を計算して下さい。

【性能評価手数料】

- 注1 住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証を利用される場合は、設計住宅性能評価の手数料を1割引とします。(但し、認定・認証が2項目以上ある場合に限りします。)
- 注2 型式住宅部分等製造者認証を利用される場合は、建設住宅性能評価手数料を1割引とします。
- 注3 建築基準法に基づく検査を、建設住宅性能評価と同時に当センターへ申請される場合は、建設住宅性能評価手数料が1割引(中間検査及び完了検査が同時の場合は2,000円を引いた額、完了検査4 上記手数料(建設住宅性能評価)には、支援センター負担金(4,000円/戸)を含んでいます。
- 注5 検査に係る事務処理も含めた安定的な検査を実施するため、建設住宅性能評価(配筋・躯体・断熱・竣工検査)の検査日の変更のうち、検査予定日の2営業日前の午後以後の変更(又はキャンセル)は、5,000円を原則として加算します。また、検査当日の検査日の変更(又はキャンセル)及び立会者不在等により再検査を実施する場合、当該手数料の30%又は20,000円の低い方の額を原則として加算します(検査予約及び検査申請前に必ず工事の進捗状況の確認をお願いします。また立会者不在等による再検査が生じないようにお願いします。)。ただし、自然災害等による検査日の変更など申請者の責に帰さないと認められる場合は、当該加算はいたしません。また、当センターの建築基準法による検査において当該案件で同様のキャンセル加算又は再検査加算を行う場合は、当該加算(いわゆるダブル加算)はいたしません。
- 注6 建設住宅性能評価については、次の①又は②の地域の場合、検査1回につき上表の建設住宅性能評価手数料に個々の割増額を加算します。
但し、当センターの確認検査と同時に行う検査の場合は加算しません。
①奈良県内のうち宇陀郡曽爾村及び御杖村並びに吉野郡川上村及び東吉野村の場合、割増額10,000円
②奈良県内のうち吉野郡天川村、野迫川村、下北山村、上北山村及び十津川村の場合、割増額17,000円
- 注7 長期使用構造等の確認を設計住宅性能評価と併せて申請する場合は、上記評価手数料に7,000円を加算する。また、長期使用構造等に係る軽微変更該当証明は5,000円/件とします。
- 注8 変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等の確認(加算後の手数料)の手数料は、別表3で定められた手数料の2分の1の額とします。
- 注9 上記手数料で算出された合計額の1000円未満は切り捨てとします。
- 注10 上記以外で特に理事長が認めるものについては、別途考慮させていただきます。